

【釈文】

てんまの宮の御ほうらく、廿一日に御さた候はんする、そのふんをふれられ候へく候、く御よ  
りさきの御事にて候よし申とて候、かしく、

〔見返シ奥ウハ書〕  
「やましなどのく」

【漢字仮名交じり文・現代仮名づかいに直すと】

天満宮の御法楽、廿一日に御沙汰候わんずる。その分を触れられ候べく候。供御より前の御事  
にて候由申せとて候。かしく。

【現代語訳すると】

天満宮の御法楽を二十一日に開催なさる予定です。これについて参加者に連絡して下さい。食  
事より先になさるとのことを伝えよとのことです。かしく。

【解説】

前々号・前号の文書と同じように、本来は、山科言継の筆にかかる『諷誦文案』の紙背文書  
として伝わった文書。北野社の法楽といえ、縁日の二十五日に行うことが多いが、二十一日  
の事例もある。連歌会が多いが、和歌会、楽のこともある。山科言継は楽奉行をつとめており、  
同人に対して参加者への連絡を命じていることからすれば、楽の催しであろう。